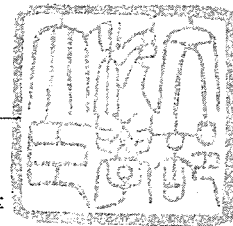


2 受文科振第 1 1 4 号  
令和 2 年 5 月 1 3 日

大阪商業大学  
学長 谷 岡 一 郎 殿

文部科学大臣  
萩 生 田 光 一



令和 2 年度共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金交付決定通知書

令和 2 年 4 月 7 日付けで申請のあった標記補助金については、共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金交付要綱（平成 2 5 年 5 月 1 5 日文部科学大臣決定）第 6 条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1. 補助事業名  
「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業（日本版総合的社会調査共同研究拠点）機能強化支援」
2. 補助金の交付の対象となる事業は、申請のあった令和 2 年度共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
3. 補助事業費額、補助対象経費額及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

費 目	補助事業費額（円）		交付決定額（円）
		うち補助対象経費額（円）	
設備備品費	0	0	0
人 件 費	7, 489, 588	0	0
事業推進費	18, 181, 819	18, 181, 819	18, 181, 819
一般管理費	1, 818, 181	1, 818, 181	1, 818, 181
合 計	27, 489, 588	20, 000, 000	20, 000, 000

4. 補助金の確定額は、実際に補助事業に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費額と補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。
5. 補助事業は、補助金の交付を受けた年度の 3 月 3 1 日までに完了しなければならない。
6. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）及び同法施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）並びに共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金交付要綱（平成 2 5 年 5 月 1 5 日文部科学大臣決定）及び共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金取扱要領（平成 2 5 年 5 月 1 5 日研究振興局長決定）に従わなければならない。
7. この交付の内容又はこれに附された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、令和 2 年 6 月 1 2 日までに交付申請取下げ書（様式第 8）を文部科学大臣に提出するものとする。